

令和 2 年 度
包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

概要版

環境部に係る事務の執行について

令和 3 年 2 月

久留米市包括外部監査人

川 野 武 志

～ 包括外部監査 目次～

第1章	包括外部監査の概要	
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	2
第2章	環境行政の概要	
1.	久留米市環境基本計画	3
2.	環境部事業概要	6
3.	環境部組織・職務分掌	9
第3章	監査結果総括	
1.	監査結果の共通の意見	10
2.	監査結果総括表	13

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

環境部に係る事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

国連の持続可能な開発目標（SDGs）の実施に向け、我が国において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実務指針」の中で、特に注力して取り組む優先課題として「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」及び「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」の2項目が環境分野から位置づけられている。

久留米市においても、良好な環境を保全し、さらにこれを将来の世代へと引き継いでいくため、平成23年に策定した久留米市環境基本計画において、『環境先進都市＝環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち』を目指すまちの姿として掲げ、（1）低炭素社会の構築、（2）循環型社会の構築、（3）豊かな自然環境の保全と共生、（4）快適な生活環境の保全、（5）市民環境意識の向上と協働の推進を基本目標に掲げ、施策を展開している。

特に、循環型社会の構築においてはごみ減量・リサイクルの推進、生活環境や公衆衛生維持のための安定的なごみ処理の維持は重要な課題の一つであり、その経費は市全体の予算に占める割合は小さくはない状況である。また、ごみ処理施設、最終処分施設等は、大規模かつ長期的に利用する施設であるため、本市の財政に重大かつ長期的な影響を与えることとなる。

そこで、長期的視点に立ち経済的かつ効率的に事務執行を行い、かつ最大限に有効性を高めることは重要であることから、環境部に係る事務の執行について監査を実施する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

① 環境部に係る事務の執行の合規性

環境部に係る事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。

② 環境部に係る事務の経済性・効率性・有効性

環境部に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

環境部に係る事務の執行に関して作成された関係書類の閲覧、分析、関係者に対する質問、関連部局等への往査を実施した。監査の結果については、合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については「指摘」、検討が望ましい事項については「意見」として本報告書に記載した。

6. 包括外部監査の実施期間

令和2年5月1日から令和3年1月31日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)

黒岩 延時 (公認会計士)

江上 英介 (公認会計士)

小林 正幸 (弁護士)

香月 孝文 (公認会計士)

猿渡 慎也 (公認会計士)

津村 哲生 (弁護士)

8. 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 環境行政の概要

1. 久留米市環境基本計画

【環境の保全及び創造に関する基本理念】

久留米市は、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意した久留米市環境基本条例（以下「環境基本条例」という）を定めている。

<環境基本条例>

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へと継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

【計画の位置づけ】

久留米市環境基本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づいて策定する、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。

また、久留米市新総合計画がめざす基本理念「水と緑の人間都市」の実現に向け、環境分野に関する計画及び施策を総合的に推進する計画ともなっている。

【めざすまちの姿】

久留米市環境基本計画では、めざすまちの姿について、以下のとおりとしている。（抜粋）

○緑あふれるまち（都市の緑化再生）

本市は、クルメツツジやツバキをはじめとする、花や緑にあふれ、植木の全国的な産地でもあります。一方で、都市化の進展に伴って、都心部を中心に緑化空間が失われつつあります。久留米ならではの緑化環境を再認識し、さらに充実させ、久留米に住む人、久留米を訪れる人にとっての久留米市のシンボルとして再生をめざします。

また、私たちは、九州一の大川筑後川や耳納山地等の広大で豊かな自然から、おいしい「水」やきれいな「空気」、実り多い「大地」など多くの恵みを受けています。農地や森林を保全し、豊かな自然と暮らしやすい生活環境を守り、将来へ引き継いでいきます。

○環境・経済・社会が一体となつてすすむまち（環境と経済・社会の好循環）

本市は、九州の交通の結節点にあり、九州新幹線鹿児島ルートの開業に伴い、中核市としての今後のますますの発展が期待されています。さらに、優れた経済社会と住みやすい環境のバランスは、本市の大きな魅力にもなっています。地球温暖化をはじめとする様々な環境課題を解決し、持続的発展可能な社会を築くためには、私たちを取り巻く社会や経済を含め、これらが一体となった進展の中で、課題解決が図られる必要があります。環境問題の解決とともに、その取組を通じた経済の活性化や社会の充実や発展が達成され、優れた環境都市としても、都市の魅力がさらに増すような環境・経済・社会が共存し、好循環するまちをめざします。

○モノから心への豊かな暮らしを実現するまち（社会システム・生活スタイルの転換による環境課題の解決）

本市は、古来、豊かな歴史や文化に生まれ、四季折々の自然や風物は私たちの心を癒してきました。また、地域における人々のさまざまな営みは、社会の場面で結実し、今日まで文化都市として発展してきました。

一方、高度化した現代社会の波は、本市にも大きな影響を及ぼし、ともすれば、ゆとりやうるおいを置き去りにしている場面も見られます。さらに大量消費、大量廃棄の社会システム・生活スタイルは環境に大きな負荷を与え、社会問題となりました。

環境に配慮し、持続的発展を可能にするには、利便性のみを追及するのではなく、自然と共生し、物質的な豊かさから精神的な豊かさに重きを置き、環境活動の結果としてゆとりやうるおいが生まれ、生きがいや幸福感が感じられるような社会システムや生活スタイルが重要となります。そのような社会システムや生活スタイルの転換を通じて、環境問題を解決するまちをめざします。

めざすまちの姿「環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち」を実現するための、都市のイメージを「環境先進都市 ずっと暮らしたい心地よいまち グリーンエコシティくるめ」とします。

グリーンエコシティとは、次の二つの意味を持ちます。

- ①「グリーン」：緑豊かな自然と共生し、「エコ（エコロジー）」：優れた環境が守られ、引き継がれるまち
- ②グリーンエコノミー：環境保護活動と経済を、融合させた社会全体のシステム

さらに、「ずっと暮らしたい（定住志向）心地よいまち（快適な住みやすい環境）」を加えて、今、住んでいる人も、これから住む人も長く住み続け、快適な環境を未来へと引き継げるまちづくりを行います。

取り組みにあたっては、市民や事業者の主体的な取り組みのほか、市民、事業者、行政のパートナーシップによって、相乗効果をもたらすようなしくみが重要です。



【基本目標】

「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」を実現するため、次のとおり基本目標を設定している。（抜粋）

1. 地球市民として、未来を守る＜低炭素社会の構築＞
 - 課題解決に際しては、産業の進展や地域活性化に合わせて取り組みます。
 - 緑化による都市の低炭素化をすすめます。
2. 「もったいない」の心があふれる暮らし＜循環型社会の構築＞
 - 循環型の暮らし実現に際して、ゆとりやうるおいを見出すような取り組みや提案をします。
3. 自然とふれあい、自然と生きる＜豊かな自然環境の保全と共生＞
 - 都市緑化や森林・農地の保全を通じて、まちの緑を守ります。
 - 自然や景観を通じて豊かでうるおいのある暮らしを守ります。
4. 心地よい暮らしを守る＜快適な生活環境の保全＞
 - 快適環境づくりを、地域産業振興に結びつけます。
 - 公害のないきれいなまちの実現に取り組みます。
5. みんなで考え、行動する＜市民環境意識の向上と協働の推進＞
 - 環境問題解決を通して、地域社会の活性化を実現します。

2. 環境部事業概要

(1) 現状と課題

久留米市環境部が理解する久留米市の現状と課題等は以下のとおりである。

① 地球温暖化対策の推進

本市の2016年度の温室効果ガス排出量は、2015年度比約5.4%の減少となっている。「パリ協定」や国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、平成31年3月に策定した「久留米市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガスの排出量を2030年度に26%削減(2013年度比)するという新たな目標を定めた。

温室効果ガス排出量削減に向けた、市民・事業者の環境配慮行動の実践や再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、気候変動によって生じる災害や熱中症などのリスクを軽減する取り組みが求められている。

② ごみ減量の推進

本市の総ごみ排出量は、新たな分別制度の導入等により、平成28、29年度に連続して広域合併以降最少となっているが、「久留米市ごみ処理基本計画」に定める目標(市民一人一日当たりの排出量：平成37年度888g⇔平成29年度903g)との間にはまだ開きがあり、市民や事業者の理解と協力を得ながら、更なるごみ減量の取り組みが必要となっている。

③ 安定的なごみ処理の維持

平成28年度の宮ノ陣クリーンセンター(以下、宮ノ陣CC)の稼働により、南北2カ所での効率的なごみ処理体制が確立した。市民の日常生活や事業活動に支障を生じることがないように、円滑なごみの収集をはじめ、ごみ処理施設の適切な維持管理・運営を図っていく必要がある。

④ 生物多様性の保全

福岡県が作成したレッド・データブックによると、久留米市内に生息する約200種近い生物について、絶滅のおそれが懸念される状況にあるが、生物多様性に関する市民の認知度は24.2%(平成29年度)に止まっている。

市民へ生物多様性を身近な問題として感じてもらうよう啓発を強化するとともに、その保全に向けた活動の視野を拡げ、長期継続的に取り組みが維持されていく仕組みづくりが必要となっている。

⑤ 生活環境の保全

大気では光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)、水質では一部地域の地下水に環境基準の超過がみられる。環境汚染、不適切な事業活動や廃棄物処理等が原因と

なり、市民の健康や生活の質を損なう事態が生じないように、監視や指導を徹底する必要がある。

(2) 基本方針

1 施策展開の方向性

「環境先進都市・久留米」を実現するため、「久留米市環境基本計画」に掲げる5つの基本目標を柱として、施策を展開している。

2 基本目標

① 低炭素社会の構築

市民、事業者、市のすべてが地球に暮らすものとしての責任を改めて自覚し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素社会づくりに取り組むことで、地球温暖化を防止し、美しい地球を笑顔で次世代に引き継ぐことのできるまちをめざす。

② 循環型社会の構築

社会経済活動のあらゆる段階で、ごみを出さない工夫や、モノを長く使う知恵を活かし、最後は資源として再び有効に利用するという持続可能な循環型社会をめざす。

③ 豊かな自然環境の保全と共生

多様な生き物が棲む緑、水辺、河川などの良好な自然環境を守り、育て、さらに自然とふれあうことのできる、人と自然が共生するまちをめざす。

④ 快適な生活環境の保全

すんだ空気、きれいな水などが保たれ、緑豊かな清潔で美しい生活空間を確保し、市民が安全・安心して暮らす、安らぎとうるおいを感じることでできるまちをめざす。

⑤ 市民環境意識の向上と協働の推進

市民一人ひとりが、環境問題を日常的に意識し、地球規模で考え、日々行動する、さらには地域社会を構成する各主体が協働して積極的に環境配慮活動に取り組むまちをめざす。

(3) 重点取り組み

① 低炭素社会の構築

新たな「久留米市地球温暖化対策実行計画」の目的・目標達成に向け、低炭素でクリーンなエネルギーの利用等の促進に向けた取り組みを進めるとともに、市民や事業者の自主的な環境配慮活動を促進する。

また、本市の環境・エネルギー関連産業の活性化を図るため、事業者の支援を行う。

- 地球温暖化対策の推進
- 新エネルギー政策の推進
- 環境関連産業の支援

② 循環型社会の構築

市民・事業者・市の協働により、排出段階でのごみの抑制と分別の徹底によるごみ減量(リデュース)、再使用(リユース)及び再資源化(リサイクル)を推進する。

また、ごみの安定的かつ安全な処理を図るため、収集から最終処分に至るまでを適正に管理・運営していく。

- ごみ減量・リサイクルの推進
- 安定的なごみ処理の維持

③ 豊かな自然環境の保全と共生

平成 28 年度に策定した「くめ生きものプラン」に基づき、市民の生物多様性の重要性に対する理解を深め、自然や生きものを守る行動を促進するため、市民団体等との協働による取り組みを進める。

- 生物多様性の保全
- 外来種対策の推進

④ 快適な生活環境の保全

市民の健康と安全な暮らしを守るため、関係法規に基づき、大気、水、土壌などの汚染防止のための監視・指導を徹底するとともに、快適な生活環境や公的空間の確保に向けた市民の自主的・自発的な環境美化行動を促進する。

- 公害防止対策の推進
- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の適正処理の推進

⑤ 市民環境意識の向上と協働の推進

市民や事業者の環境問題に対する意識を高め、各主体の自主的な、さらには他の主体との協働による環境配慮活動の実践につながるよう、多様な環境教育・環境学習の場の提供や、きめ細かな情報発信を行う。

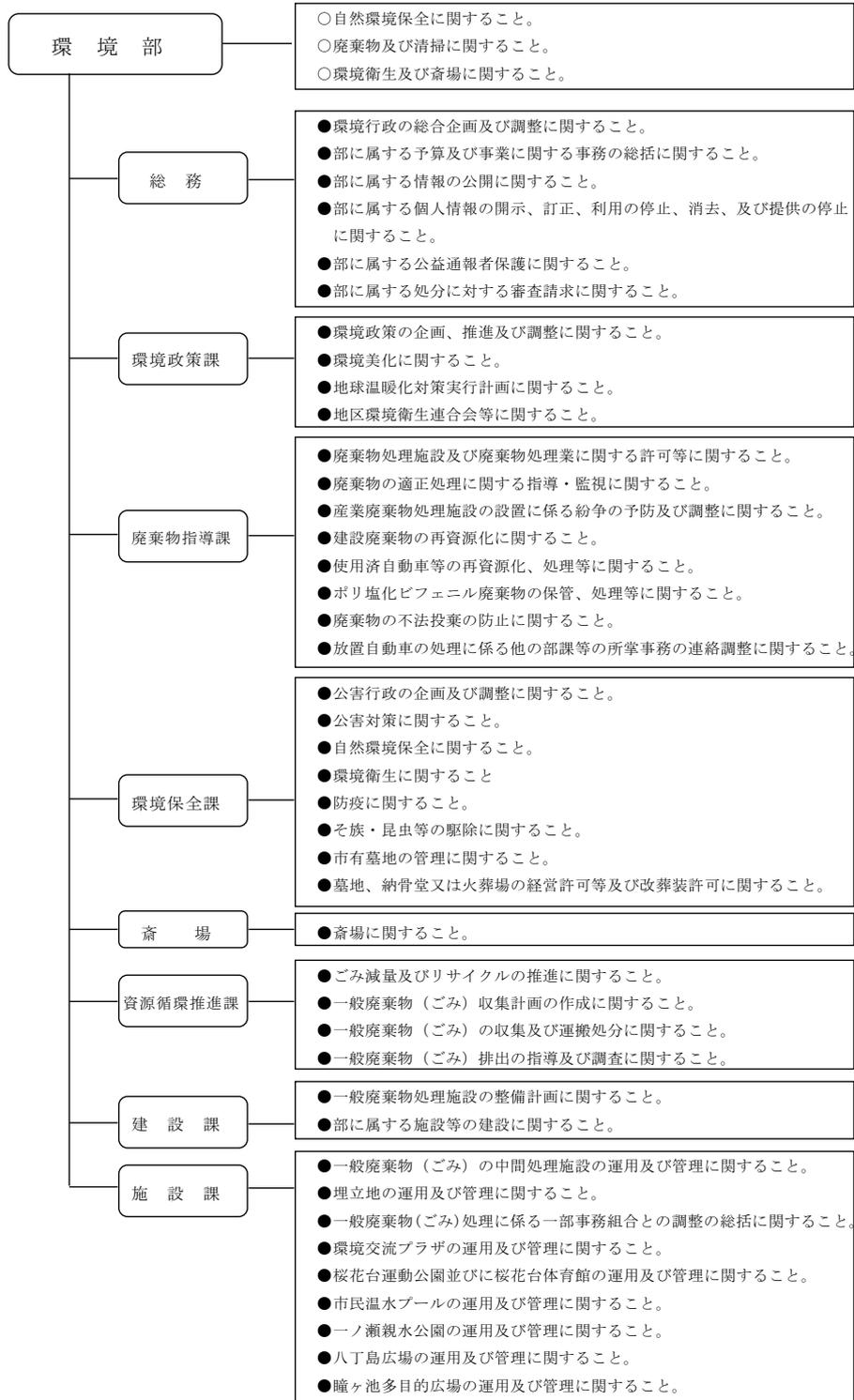
啓発事業に関しては、特に次代を担う「子ども」に重点を置いたメニューの充実を図るとともに、その担い手となる人材を市民の中から発掘・育成する取り組みを強化する。

- 環境学習・環境教育の推進
- 協働による環境配慮活動の促進

3. 環境部組織・職務分掌

環境部の組織・職務分掌は以下のとおりである。

環境部組織・事務分掌（令和2年度）



第3章 監査結果総括

第1章5. 包括外部監査の方法に従い監査を実施した結果、久留米市全体に関わる事項、環境部全体に関わる事項、特に重要と思われる事項を以下に記載して、監査結果総括とする。

1. 監査結果の共通の意見

(意見1) 久留米市環境基本計画

久留米市は、久留米市環境基本計画において、『環境先進都市＝環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち』を掲げ、(3) 豊かな自然環境の保全と共生、(4) 快適な生活環境の保全を基本目標に取り組んでいるところではあるが、2019年、2020年と連続して局地的豪雨による河川氾濫が生じ、被災した市民も多数出るなど、環境問題は年々深刻化している。地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失などは遠い世界の問題と考えず、我々一人ひとりが真剣に取り組まなければ、結果的に我々自身が困ることとなる課題であることを示す身近な現実である。

2019年9月にアントニオ・グテーレス国連事務総長が「SDGs サミット2019」において、「私たちは取り組みをさらに強化しなければなりません。今こそ、個人的にも集団的にも大胆なリーダーシップが必要なのです。」と強く訴えたように、省・再生エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境の保全などの様々な課題により積極的に大胆に取り組むリーダーシップが必要である。

そして、その取り組み方は、未来のあるべき姿から遡り、今やるべきことを逆算し行動するアプローチが強く求められる。今できることからではなく、未来の望ましい姿を起点にして何をすべきかを考え、前例にとられない破壊的創造によって解決策を見出すことが求められている。

2021年度から始まる第三次久留米市環境基本計画においては、ゼロベースの視点で課題解決へ取り組むことを期待する。

(意見2) 環境部財政

監査対象の令和元年度の財務内容は、歳入1,447百万円、歳出3,958百万円で収支差額はマイナス2,511百万円という状況である。

歳入の主な内容は、指定袋販売によるごみ処理手数料760百万円、クリーンセンター直接搬入手数料147百万円である。一方歳出は、清掃費(塵芥処理費など)3,599百万円が大半を占める。すなわち、ごみ処理収支差額はマイナス2,692百万円である。令和元年度の指定袋販売数は18,052千枚であることから、1枚当たりの清掃費は約200円となる。これに対し、久留米市の家庭用ごみ袋(大)は1枚35円と格安である。

令和元年度末の一般廃棄物処理事業債残高は10,547百万円である。平成26年度末は5,234百万円であったが、宮ノ陣CC建設(平成28年4月竣工)などで約2倍に増加し

ている。

今後、平成5年4月から稼働している上津クリーンセンター（以下、上津CC）も稼働から27年を経過し、市では令和10年度の稼働開始を目標として現施設の建替えを計画していることから、起債残高はさらに増加することとなるであろう。

このような環境部の状況や財政状態、我々の生活から生じるごみを処理するためにどれだけ多くの負担をしているのかを市民へ丁寧に説明し理解してもらい、市民へごみ削減への理解と協力を要請することが環境教育、脱炭素教育の取り掛かりである。

（意見3）ごみ処理手数料

久留米市のごみ処理施設への直接搬入の場合のごみ処理手数料は平成22年4月から現在の家庭系が50円/10kg、事業系が150円/10kgに改定されている。近隣市町村のごみ処理施設の手数料と比較した場合、家庭系の手数料は低いと思われる。家庭のごみ処理を推進し、市全体をクリーンにするため比較的低い手数料に設定しているとも考えられるが、本来は、ごみ処理量に応じて適切な料金を支払う応益負担が原則であること、ごみ処理手数料が高額になればごみ量の減量につながることに、わずかでも久留米市の財政の改善につながることから、家庭系のごみ処理手数料の値上げを検討していただきたい。

同時に、有料ごみ袋（家庭系・事業系）の手数料の妥当性についても定期的に検討していただきたい。

（意見4）地域振興計画

環境部には、上津CC、宮ノ陣CC、杉谷埋立地、久留米市斎場など地域振興策を行っている施設が存在するが、地域振興の基準が存在したりしなかったり、存在しても内容、期間、金額などが明確には定まっていない状況である。その結果、施設によって内容、期間、金額等が異なる状況であった。

地域振興策は必要ではあるが、その内容、期間、金額等の大枠は議会等で決定し内容を公表し、事後的にも実績の開示を行うなどより透明な行政運営が必要である。

（意見5）内部統制

監査の過程で長期間、特定の業者と随意契約が行われていることが複数判明した。随意契約理由も合理性に疑問があるものがあつたことから、漫然と前例踏襲をするのではなく、法令等を熟知し業務の有効性や効率性を絶えず高めていくような体制、いわゆる内部統制の考え方を意識して業務に臨むべきである。

（意見6）事務専決規程

随意契約の指摘は、支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において生じている。

久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。

すなわち、支所管内の業務委託等のすべての契約において環境部長等本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成 17 年（2005 年）の合併から 15 年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。

2. 監査結果総括表

環境部の各種機能・業務の概要、監査結果は本文に記載しているため、以下要約を記載する。

区 分	指摘事項	意見
総論		<p><u>1. 久留米市環境基本計画</u></p> <p>久留米市は、久留米市環境基本計画において、『環境先進都市＝環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち』を掲げ、取り組んでいるところではあるが、2019年、2020年と連続して局地的豪雨による河川氾濫が生じ、被災した市民も多数出るなど、環境問題は年々深刻化している。地球温暖化やプラスチックによる海洋汚染、生物多様性の損失などは遠い世界の問題と考えず、我々一人ひとりが真剣に取り組まなければ、結果的に我々自身が困ることとなることを示す身近な現実である。</p> <p>今こそ、個人的にも集団的にも大胆なリーダーシップが必要である。そして、前例にとらわれない破壊的創造によって解決策を見出すことが求められている。</p> <p>2021年度から始まる第三次久留米市環境基本計画においては、ゼロベースの視点で課題解決へ取り組むことを期待する。</p> <p><u>2. 環境部財政</u></p> <p>環境部の令和元年度の歳入は1,447百万円、歳出は（減価償却費含まれず）3,958百万円で収支差額はマイナス2,511百万円という状況である。</p> <p>歳出の大半を占める清掃費は、</p>

		<p>3,599百万円となっており、令和元年度の指定袋販売数は18,052千枚であることから、1枚当たりの清掃費は約200円となる。これに対し、久留米市の家庭用ごみ袋（大）は1枚35円と格安である。</p> <p>令和元年度末の一般廃棄物処理事業債残高は10,547百万円である。今後、稼働から27年を経過した上津CCの建替えを計画していることから、起債残高はさらに増加することとなるであろう。</p> <p>このような環境部の状況や財政状態や我々の生活から生じるごみを処理するためにどれだけ多くの負担をしているのかを市民へ丁寧に説明し理解してもらい、市民へごみ削減への理解と協力を要請することが環境教育、脱炭素教育の取り掛かりである。</p>
<p>総論</p>		<p><u>3. ごみ処理手数料</u></p> <p>久留米市のごみ処理施設への直接搬入の場合のごみ処理手数料は平成22年4月から現在の家庭系が50円/10kg、事業系が150円/10kgに改定されている。本来は、ごみ処理量に応じて適切な料金を支払う応益負担が原則であること、ごみ処理手数料が高額になればごみ量の減量につながること、わずかでも久留米市の財政の改善につながることから、家庭系のごみ処理手数料の値上げを検討していただきたい。</p> <p>同時に、有料ごみ袋（家庭系・事業系）の手数料の妥当性についても定期的に検討していただきたい。</p>

<p>総論</p>		<p><u>4. 地域振興計画</u></p> <p>環境部には、地域振興策を行っている施設が複数存在するが、地域振興の基準が存在したりしなかったり、存在しても内容、期間、金額などが明確には定まっていない状況である。その結果、地域振興策の内容、期間、金額等が施設によって異なる状況であった。</p> <p>地域振興策は必要ではあるが、その内容、期間、金額等の大枠は議会等で決定し内容を公表し、事後的にも実績の開示を行うなどより透明な行政運営が必要である。</p>
<p>総論</p>		<p><u>5. 内部統制</u></p> <p>監査の過程で長期間、特定の業者と随意契約が行われていることが複数判明した。随意契約理由も合理性に疑問があるものがあったことから、漫然と前例踏襲をするのではなく、法令等を熟知し業務の有効性や効率性を絶えず高めていくような体制、いわゆる内部統制の考え方を意識して業務に臨むべきである。</p>
<p>総論</p>		<p><u>6. 事務専決規程</u></p> <p>随意契約の指摘は、支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において生じている。</p> <p>久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。</p> <p>すなわち、支所管内の業務委託等のすべての契約において本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支</p>

		所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成 17 年(2005 年)の合併から 15 年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。
--	--	--

区 分	指摘事項	意見
環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債		<p><u>7. 収支計算の視点の検討</u></p> <p>令和元年度の環境部歳入合計は、約 14 億円であるのに対し、歳出合計は約 39 億円となっており、約 25 億円のマイナスとなっている。</p> <p>この収支マイナスの状況は、過去 5 年の推移を見ても変わることはない。</p> <p>これを踏まえ、歳入の確保と歳出の効率化を念頭に、契約手法の検討や施設の建設、運営等を図っていく必要があると考える。</p>
環境部歳入・歳出及び一般廃棄物処理事業債		<p><u>8. 市債の発行について</u></p> <p>環境部において、クリーンセンターの建設費や改修費、温水プールや周辺公園の整備にかかわる費用等は、市債の発行により資金を調達している。</p> <p>市債の残高は、一般廃棄物処理事業債だけでも、令和元年度末において約 105 億円となっている。</p> <p>これらの償還計画についても、収支状況を踏まえて、再度検討していく必要があると考える。</p>
地球温暖化対策の推進		<p><u>9. 全般について</u></p> <p>グリーン社会の実現に向け、久留米市においても、市民、事業者と一体となった取り組みをさらに推進していただきたい。</p>
地球温暖化対策の推進	<p><u>1. マグネット等の在庫管理</u></p> <p>マグネットのみならず、チラシ及びエコバックの数量を把握すること及び把握した結果を記載する様式を整備し運用する等、業務改善を実施すること</p>	

	が望ましい。	
地球温暖化対策の推進		<p><u>10. 環境負荷低減活動の報告書</u></p> <p>環境負荷低減行動推進事業を遂行するにあたり、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び応対状況を記録する等業務を改善することが望ましい。</p>
地球温暖化対策の推進		<p><u>11. 環境ビジネスセミナーアンケート集計</u></p> <p>セミナー参加者から回収したアンケート結果集計作業は適時に実施して年度末までに結果の決裁まで完了させることが望ましい。</p>
ごみ減量・リサイクルの推進		<p><u>12. 事業系古紙リサイクル奨励金制度</u></p> <p>金銭という助成とごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図るという目的を達成するために、奨励金額の単価を見直すこと並びに申請手続きを簡素化すること等、当該制度の継続要否も含めて検討すべきである。</p>
ごみ減量・リサイクルの推進		<p><u>13. リユース事業所からの店舗の情報並びに取組の状況報告</u></p> <p>ごみ減量・リサイクル事業の目標を達成するため、報告書を提出していない事業所へ提出を依頼する及び応対状況を記録する等、業務を改善することが望ましい。</p>
安定的なごみ処理（宮ノ陣 CC）		<p><u>14. リスクの見積もり</u></p> <p>宮ノ陣 CC と上津 CC との主灰の処理委託費の差は、20 年分の資源化処理業務委託先のリスク（久留米市にとっては安定性）が反映された結果であるが、そのリスクを久留米市側で見積もる作業があったほうがよ</p>

		<p>い。今後のセメント需要の推移や20年以内に埋立地再建設をした場合の経費など、必要なデータをできる限り集め、20年契約と5年契約を様々なパターンで比較した資料をもって協議をしたほうが、説明を受ける側にとってもわかりやすいし、事後的にその判断に至った経緯や判断過程がより明確になる。今後類似の意思決定を行うべきケースがある場合は、検討すべき事項と思われる。</p>
<p>安定的なごみ処理（宮ノ陣CC）</p>		<p><u>15. くるめハイトラスト株式会社（SPC）の財政状態</u></p> <p>宮ノ陣CCの運営がSPCとの間で留米市側に過大に不利になっていないか、決算書等の分析、担当者へのヒアリングで検討したが、SPC側で過大な利益が計上されていることはなく、またSPCの財務状況についても今のところ安全といえる。ただ、今後はSPCの経常利益は減少することも予想されるため、SPCの財政状態については注視していかなければならない。</p>
<p>安定的なごみ処理（宮ノ陣CC）</p>		<p><u>16. 20年間の長期包括契約</u></p> <p>宮ノ陣CCの管理運営業務は20年間にわたる長期包括契約となっている。上津CCの管理運営業務は3年程度の包括契約であり、その期間が異なる。一般的に長期契約の場合、施設等の運営及び費用の安定が図られる一方、事業を取り巻く環境に変化が生じた場合においても、その費用の減額交渉等の余地は原則としてなく、契約期間が経過するまで契約当初の費用で契約内容が履行されるこ</p>

		<p>とになる。長期包括契約が業務的効果、経済的効果、効率性の観点から妥当か否かについて、その適否を現時点では判断することはできず、これから得られる様々な情報等をもって検証していくことになると思われる。長期包括契約の期間が満了するときには、今後の人口減少を見据えると、更なる業務的効果と経済性、効率性を備えたごみ処理体制が求められることから、その情報の収集に余念がないようにすべきである。</p>
安定的なごみ処理（宮ノ陣 CC）		<p><u>17. 市内業者への発注割合</u></p> <p>SPC より市内の業者との取引状況について、定期的に報告がなされる。直近の資料によると委託費全体の62%を占めており、高い比率で市内業者を利用している。今後、さらに市内業者の割合を高め、ないし、確保していくために、次回の契約更新に際しては SPC との契約条項に市内業者を何パーセント以上利用し、実績も開示するような取り組みが行われることが望まれる。</p>
安定的なごみ処理（宮ノ陣 CC）		<p><u>18. モニタリングの効果</u></p> <p>市と SPC との定例会議でのモニタリングを効果的に行うために、市職員の人材育成に努めているものの、時間を要するようであれば、職員の専門性や経験不足を補うために外部専門家の指導を依頼することも一案である。</p>
安定的なごみ処理（上津 CC）		<p><u>19. 剪定枝リサイクル事業</u></p> <p>剪定枝リサイクル事業の年間取扱量は 100 数十トン程度であり、売却収入は 10 数万円となっている。民間</p>

		<p>処理施設での処理も行われているため減少傾向にある。剪定枝のリサイクルは、事業の目的として焼却場での焼却ごみを減少させることがあるものの、機械、電力、人件費などのコストもかかって経済効率性は低い。また、このリサイクル事業による製品の売却先は、酪農家の方が主となっており、幅広い需要を期待するのは難しいと考えられる。現在の剪定枝リサイクル施設は新施設建設予定地にあることから、事業の見直しを検討する余地もあるのではないかとと思われる。</p>
<p>安定的なごみ処理（上津CC）</p>		<p><u>20. 久留米市内取引業者使用状況</u></p> <p>焼却設備に関する部分は専門性が高いため、委託事業者が指定する事業者を多く使用している。それ以外の業務については比較的久留米市内の事業者を使用していると思われる。市内事業者の使用割合を件数で分析しているが、契約額の比較は行われていない。設備に関する契約額は大きいことが予想されるので契約額で見た使用割合も算出することを検討していただきたい。専門性のある分野の技術移転も地元企業にとって有益なものであると思われるため、地元企業採用の働きかけを一層強めていただきたい。</p>
<p>安定的なごみ処理（一部事務組合）</p>		<p><u>21. 一部事務組合からの脱退</u></p> <p>市民のごみ処理に係る公平なサービスの提供と多くのごみ処理施設の運営（一部）負担の解消のため、一部事務組合からの脱退を検討しているが、構成団体とは慎重に議論を進</p>

		め、双方にとってよりよい結果となるよう努めるべきと考える。
安定的なごみ処理（地域振興計画）		<p><u>22. 地域振興計画の具体化と実績の開示</u></p> <p>新高良内地域振興計画は、これまでの経過、計画の概要、杉谷埋立地建設工事の安定化に対する地域住民への協力依頼を記載しているだけである。</p> <p>限りある予算であることから、地域振興計画の規模、期間、内容等を定め、その範囲で実施した内容については、市民へ情報公開することが望まれる。</p> <p>この振興計画の具体化については、八丁島地区地域振興計画、上津校区の地域振興についても同じである。</p>
安定的なごみ処理（地域振興計画）		<p><u>23. 計画的な地域振興策の実施</u></p> <p>上津 CC の地域振興策については、その根拠が定められていない。上津 CC については、一旦事業は終了しているものの、今後のリニューアルその他の際には、対象地域、内容、総額等をあらかじめ定める要綱等を、杉谷埋立地や宮ノ陣 CC と同様に定めることが望まれる。</p>
安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）	<p><u>2. 随意契約の見直し</u></p> <p>支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において随意契約理由書の随意契約理由が合理性に欠けるもので地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号への適合性が疑われる処理が複数あった。随意契約理由が明確でないのであるから、原則</p>	

	<p>どおり競争入札等にて業者選定を行わなければならない。</p> <p>また、この随意契約の委託先の中には、昭和 49 年度から同一業者と超長期間の随意契約にて業務委託を継続している契約も存在する。旧町時代は他に実施可能な業者がいなかったため随意契約を結ばなければならない状況であったことは理解できるが、他の業者との機会の均等、複数社による業務の継続性の確保、競争原理による委託料の低減などの観点からも随意契約は見直す必要がある。</p> <p>随意契約の相手先が市外の業者となっている契約も上記随意契約には含まれていた。市内業者の育成の観点、災害時の緊急対応等の観点から市内業者へ委託するべきである。</p>	
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>	<p><u>3. 法施行令第 4 条第 1 項への準拠性の判断資料の提出</u></p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 6 条の 2 第 2 項及び法施行令第 4 条第 1 項第 1 号に準拠し、業務の遂行能力の基礎となる委託業者の財務基盤の安全性を判断するために、契約時の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書等を追加し、財務基盤の安全性についても適切に判断しなければならない。</p>	
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>		<p><u>24. 地域割の見直し</u></p> <p>燃やせるごみのごみ処理車 1 台当たりの運搬委託費は、車両台数が多い</p>

		<p>い方が 1 台あたり経費は少ない状況にあり、隣接する旧城島地域、旧三瀨地域は2台ずつの車両でいずれも1台あたり経費が 14 百万円代と他の地域より高くなっていることから、両地域を統合して委託契約を締結し、可能であれば車両数も 3 台にするなど合理化を図る必要がある。平成 17 年（2005 年）の合併から 15 年を経過しているのであるから、最終的には、現久留米市全体で効率的な区割りを検討すべきである。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>		<p><u>25. 資源物回収回数・方法の見直し</u></p> <p>資源ごみについて、久留米、城島・三瀨地域は月 2 回収集を行うのに対し、田主丸地域、北野地域は月 1 回の収集である。久留米市の均一な住民サービスのため、資源物回収コスト削減のため、久留米、城島・三瀨地域も月 1 回収集に変更してはいかがだろうか。その代わりに、公民館等の市の施設に資源ごみの回収場所を常設するなどし、資源ごみの回収コストの低減の取組を行う必要性は高い。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ収集に関する委託料）</p>		<p><u>26. 事務専決規程</u></p> <p>随意契約の指摘は、支所管内（旧久留米市以外）の業務委託において生じている。</p> <p>久留米市事務専決規程において、支所管内の契約の指定合議は各支所の地域振興課で行い、金額に応じ副市長、支所長、課長が専決権者となり決裁することとなっている。</p> <p>すなわち、支所管内の燃やせるごみの運搬業務委託等のすべての契約</p>

		<p>において環境部長等本所の部長にその決裁等の権限は一切なく、支所に関する業務においては、支所長に決裁等の権限が残っている状況である。旧町からの流れも配慮することは重要ではあるが、平成17年（2005年）の合併から15年を経過し、久留米市全体で均一な行政サービスを効率的に提供し、享受するという視点も重要であるから、支所と各部の役割分担の見直し、すなわち、事務専決規程の見直しが必要である。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ処理にかかる歳入歳出）</p>		<p><u>27. 有料ごみ袋手数料の見直し</u></p> <p>久留米市では、有料ごみ袋が毎年約18,000千枚使用され、令和元年度のごみ処理にかかる総経費は4,997百万円であることから、1枚当たり約277円のコストがかかっている。燃やせるごみ袋（大）（30リットル）は、1枚当たり35円であるから、その差額242円分（87%）が市の財政の負担となっている。</p> <p>行政サービスに対する負担の公平性の観点から、有料ごみ袋の料金の値上げも検討する必要があるのではなかろうか。</p>
<p>安定的なごみ処理（ごみ処理にかかる歳入歳出）</p>		<p><u>28. ごみ減量及び回収方法の簡素化</u></p> <p>令和元年度のリサイクル経費597百万円に対し、有価物の売却収入は81百万円に過ぎず、リサイクルに係る純額の経費は515百万円であった。リサイクルをすることも重要だが、そもそも、ごみ自体の減量の取り組みを考えることが必要なことはもとより、リサイクル品の回収をより簡素化する方法の開発、取り組みが必</p>

		要と考えられる。
生物多様性の保全		<p><u>29. 自然環境調査の実施</u></p> <p>一般社団法人九州環境管理協会に5,508千円で業務委託している「久留米市自然環境調査報告書」は取りまとめるだけでなく、この報告書の内容を環境部の政策にどのように反映してくかを、より具体的に決定していく必要がある。</p>
生活環境の保全 (公害防止対策)		<p><u>30. 一酸化炭素の調査対象外となっている理由の記載</u></p> <p>大気汚染に関して一酸化炭素については、原則として調査対象であるはずである。しかし、長期に及び基準値を大きく下回っていること等から全国的に調査地点を減少させており、その結果、久留米市が調査を実施していない。調査を終了した経緯の要点を報告書に記載しておいた方が市民に対してより効果的な調査報告の広報になると考える。</p>
生活環境の保全 (公害防止対策)		<p><u>31. 注意報発令の基準</u></p> <p>調査報告書では、令和元年に環境基準に不適合であったにもかかわらず、対策として、平成29年に注意報発令をしたことしか記載されておらず、令和元年に注意報が発令されたのか発令されていないのかについて記載されていない。</p> <p>環境基準に不適合であったことから、調査報告書を閲覧した者からすれば、注意報発令されるべきではなかったのかという疑問が生じうるがこの当然に生じうる疑問に対する回答が調査報告書上記載されていない。</p>

		<p>なお、注意報を発令するのは、環境基準を越えてさらに注意報発令の基準を超過した場合に限定される。そのため、注意報発令の基準を超過することのなかった令和元年は、注意報が発令されなかった。</p> <p>したがって、環境基準を超過したが注意報発令の基準を超過しなかったために注意報が発令されなかった事情を調査報告書に記載することが広報にとって有効である。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>32. 有害大気汚染物質測定結果の指定値の定義を記載</u></p> <p>有害大気汚染物質測定結果について、測定物質、年平均値、濃度範囲(最小値、最大値)、環境基準≪指針値≫が記載された表がある。</p> <p>いずれの測定物質についても環境基準ないし指針値に適合している。しかし、指針値の定義が記載されていない。指針値の定義が記載されていないため、表に記載されたいずれの値と指針値を比較すれば、適否を判断できるのか不明である。市民に対して効果的に調査結果を広報するためには、指針値の定義が必要である。</p>
		<p><u>33. 苦情を減らすための段階的な対応</u></p> <p>家庭ごみの焼却による苦情が生じている。毎年一定規模の苦情が生じており、苦情の件数が減少傾向にあるとは評価できない。苦情の減少に努めるべきである。具体的には、苦情の内容を精査し、仮に同一人物による家庭ごみの焼却が毎年生じてい</p>

		るのであれば、指導方法を口頭注意の後には書面による通知にし、通知文面を工夫し、悪質なものについては警察の介入を求める等の方法がある。住民の福祉向上に有効であると考えられる。苦情対応について工夫を行っているのであれば、それを調査報告書に記載することで、調査報告書の意義が大きくなると考えられる。
生活環境の保全 (公害防止対策)		<p><u>34. 水質汚濁についてのデータ記載又は引用</u></p> <p>久留米市は、水質汚濁についてシアンなど「人の健康に係る項目」27項目を調査している。大気汚染に関する調査報告書では、報告書本文に測定結果の表が載っていた。一方、水質汚濁については、測定結果の表が載っていない。データ編を参照しなければ、詳細を確認することができない。水質汚濁についてのデータが大気汚染におけるデータと比較して分量が多いことが原因であると考えられるが、本文に載せるデータを一部に制限する等して、重要なデータを本文に載せた方が、市民に対して効果的に調査結果を広報することができる。本文にデータを載せないのであれば、データ編のページ数等を指摘して参照を容易にする工夫をした方が効果的な広報になる。</p>
生活環境の保全 (公害防止対策)		<p><u>35. 「生活環境の保全に係る項目」12項目の環境基準不適合項目</u></p> <p>水質汚濁について、報告書本文において「生活環境の保全に係る項目」12項目の内 BOD について環境基準を</p>

		<p>達成した旨報告されている。残り 11 項目については、データ編には記載しているものの本文では何らの言及もない。言及すべきである。</p> <p>言及のない 11 項目には、環境基準を達成していない項目が存在する。</p> <p>調査の目的は、環境基準と比較して現状を把握し、仮に環境基準に適合していなかった場合にはこれに対する対応を検討することにある。したがって、環境基準を達成していない項目は、調査報告書に記載すべき価値が高い情報である。報告書では、環境基準を達成していない項目を優先的に載せるべきである。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>36. 「生活環境の保全に係る項目」 12 項目の基準値</u></p> <p>水質汚濁について、「生活環境の保全に係る項目」 12 項目についてデータ編において調査結果の表が載っている。しかし、基準値が記載されていない。基準値が載っていなければ、調査報告書を読んだ市民が適合不適合の判断をすることができない。調査結果のみならず、基準値も合わせて記載するべきである。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>37. 農業用水路・クリークの調査結果</u></p> <p>「灌漑期においては全般的に良好な水質を保持していますが、水量が減少する非灌漑期においては水質の低下が見られます」と調査報告書に記載されている。</p> <p>しかし、令和元年 9 月 27 日の調査において、PH 及び BOD について目標値の超過が認められている。必ずしも、「全般的に良好な水質を保持して</p>

		<p>いる」とは評価することができない。評価をする場合、客観的なデータに適合した評価を行うべきであり、目標値を超過した結果については、数値を調査報告書本文に引用する等して、評価の根拠を明示することが効果的な調査結果の広報になる。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>38. 環境基準の評価対象であるかどうか</u></p> <p>調査報告書のデータ編を確認すると各河川における調査結果が記載されている。データが記載された頁の後に注意書きがなされており、「地点左の*印は環境基準点を示す」と記載されている。</p> <p>これは、*印のある河川は、環境基準が適用され、*印のない河川は、環境基準が適用されない、ということの意味する。</p> <p>しかし、この注意書きの記載からでは、当該調査報告書を閲覧した者の多くは、その趣旨を理解することは困難であると考えられる。閲覧者が容易に理解できるような表現をすることが効果的な広報に必要である。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>39. 比較すべき環境基準の記載</u></p> <p>河川に関する調査結果には、調査結果を比較すべき環境基準が記載されていない。そのため、値を見ても、環境基準に適合しているのかどうかの結果を判断することができない。比較する環境基準をデータ内に記載すべきである。</p>
<p>生活環境の保全 (公害防止対策)</p>		<p><u>40. 立入検査で基準超過が明らかになった事案の原因</u></p>

策)		<p>ダイオキシン類について事業者の自主検査で基準値適合を確認後に立入調査で基準超過が明らかになった事案においては、事業者の自主検査が適正に行われたのか疑義が生じる。そのため疑義を解消するように、基準超過した原因の概要を載せた方が調査結果の効果的な広報になる。</p>
生活環境の保全 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理)		<p><u>41. ホームページ閲覧者に対して届出又は調査票回答の必要性を訴える</u></p> <p>PCB に関する久留米市のホームページ「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物について」の一つの役割は、PCB 廃棄物を保管している可能性のあるホームページ閲覧者に対して、早期の届出及び適正処理を促すことにある。</p> <p>また、久留米市は PCB 廃棄物を保管している可能性のある対象者に対して調査票を発送しているので、その調査票を受領した者に対して回答を促す意味もある。</p> <p>これらの者に対して届出を促すためには、PCB 廃棄物の保管を継続していることの危険性、高濃度 PCB 廃棄物 (安定器等) について処分期間が迫っていること、処分期間経過後は処分することができず長期間保管を継続しなければならない可能性があること等早期に届出を促す内容の記載がなされる必要があった。さらに、その記載が閲覧されやすくする工夫が必要であった。具体的には、「調査票が届いた方へ」と記載された部分をクリックした先の記事に、上述の内容を記載することが有効であっ</p>

<p>協働による環境配慮活動の推進</p>		<p>た。</p> <p><u>42. 環境美化活動の活性化について</u></p> <p>環境美化活動を継続しより活性化していくためには、マスメディアやSNS などを通じてより広報していくことで多くの方の参加を促し、スポーツ GOMI 拾い大会のようなイベント性があり、老若男女を問わず楽しくごみ拾いを体験する企画を増やすことでクリーンパートナー制度への移行が期待できると考えられる。</p> <p>また、環境美化活動団体等の表彰の対象期間を 10 年ではなく 5 年とすることで、参加者の意識が高まり、当初から活動されている方々が高齢化している課題にも対応できると考えられる。</p>
<p>環境学習・環境教育の推進</p>		<p><u>43. コロナ禍の事業継続</u></p> <p>環境まなびのまちづくり事業は、「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」を実現するために、「市民環境意識の向上と協働の推進」を行う、言わば未来への投資である。</p> <p>現在のコロナ禍の情勢では、以前のような集客型のイベントの実施ができず、継続自体も難しい事業が一部存在する。対応として、インターネットを利用した動画配信やリモートを活用するなどして事業を実施する動きもあるが、投資効果が得られないこともある。</p> <p>対面の有効性と社会情勢とのバランスを図りながら、より効果的な事業となるよう今後も検討を続けていきたい。</p>

<p>斎場運營業務</p>		<p><u>44. 自治意識の活性化が重要</u></p> <p>火葬場は迷惑施設であり、法律の制約を受ける特殊な施設であることは明らかで、市は斎場の使用に関する確認書を地域住民の合意形成のために取り交わしており、15年という使用期間の定めと地域優先のインフラ整備が明記されている。市の財政とバランスよく整備していくのが地域住民の理解を得る最も効果的な手法であるかもしれない。しかし、私見であるが増田論文にも記載があったように、インフラ整備だけでは本質的には解決できず、自治意識の活性化すなわち、久留米市の財政バランスの中で迷惑施設を市民全員が享受していくという意識が最も重要であると思われる。</p>
<p>斎場運營業務</p>		<p><u>45. 財政収支バランスについて</u></p> <p>5か年歳入歳出比較表によれば、5年間で△116百万円以上の収支差額が生じている。さらに詳細に分析すれば、有価物売却収入がなければもっと収支差額の幅が大きくなる。この有価物とは、供養塔に収めている残骨灰の処理によって、残骨整理から生じる金などの売却収入のことである。実際、平成29年と令和元年の入札結果公表簿によれば、有価物収入が一番大きい入札業者が落札して平成29年度と令和元年度のみ収支差額は黒字である。また、4町の合併による斎場の統一化により、平成28年度まで発生していた一部事務組合への負担金が発生しなくなった。しかし、これだけでは本来の歳入で</p>

		ある斎場使用料と歳出である斎場費との収支が悪いため、使用料収入の改定により歳入を少しでも増やすことが必要と考える。
関連団体（環境衛生連合会）助成	<p><u>4. 環境衛生連合会積立金の使途</u></p> <p>積立金残高1,585千円は当該連合会で雇用していた正規職員の退職金に充当した金額の残りであり、市衛連に対して、当該残高の使途を再検討させるなど、適切な会計管理を求めべきである。</p>	